

社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応に係る関係府省連絡会議幹事会の
構成員の官職の指定について

〔 令和 7 年 2 月 10 日
内閣官房副長官補（内政担当）決定 〕

社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応に係る関係府省連絡会議の開催について（令和7年2月10日関係府省申合せ）第3項の規定に基づき、社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応に係る関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

- 議長 内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣官房危機管理審議官
- 副議長 内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）
内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）
- 主査 総務省総合通信基盤局電気通信事業部安全・信頼性対策課長
厚生労働省大臣官房厚生科学課長
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課長
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）
国土交通省水管理・国土保全局防災課長
- 構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（内政担当）付）
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
警察庁警備局警備運用部警備第三課長
金融庁総合政策局リスク分析総括課 IT サイバー・経済安全保障監理官
総務省自治行政局地域力創造グループ地域政策課長
消防庁総務課長
文部科学省大臣官房総務課長
経済産業省大臣官房危機管理・災害対策室長
資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長
防衛省統合幕僚監部首席参事官
防衛省統合幕僚監部参事官